

資料編

訓子府町子ども・子育て会議設置要領

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、訓子府町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査・審議をする。

- (1) 訓子府町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15名以内で組織する。ただし、教育長が必要があると認めるときは、子育て会議に臨時に委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 臨時の委員は、当該事項の調査審議が終了したとき、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(傍聴)

第7条 子育て会議は、議長の許可を得たものが傍聴することができる。

(部会)

第8条 専門的な事項を調査審議するため、必要があるときは、子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

(1)部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

(2)副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 第6条の規定は、部会について準用することとし、規定中「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

4 部会長は、付議した事項について調査審議したときは、その結果を子育て会議に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員、臨時の委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、訓子府町教育委員会子ども未来課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、子育て会議及び部会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年 4月1日から施行する。

第3期訓子府町子ども・子育て会議 開催状況

年度	月	計画書策定	会 議 等		主な内容
			策定検討会議	庁舎内連絡会議	
R5	2		第1回 子ども子育て会議	【参集範囲】 (実務者・係長職) ・社会教育課 社会教育係 ・子ども未来課 管理係 ・子ども未来課 子ども支援係 ・管理課 管理係 ・認定こども園 教育・保育係長 ・子育て支援センター	・第3期子ども子育て支援計画の概要 について ・アンケート調査について ・R5年度子ども子育て支援事業計画 の施策の取組、事業実績について
R6	7~	アンケート実施 アンケート集計		※各関係課の事業 の実績、評価につ いて集約	・第2期計画の実績、評価について
	7	国の策定指針公 布予定			
	8	人口推計・量の 見込み		第1回連絡会 (8/30)	・第2期計画の実績、評価について ・第3期計画の章立て ・グループインタビューについて ・アンケート調査結果について
	9 ~ 10	グループインタ ビュー(9~10 月)	・町内子育てサークル(9/13) ・子育て支援センター利用者(9/19) ・育友会役員会(10/10)		テーマ「子育てに関する不安や悩みに ついて」 「子育てしやすい町づくりのために重 要なこと」
	10	アンケート結果 報告	第2回 子ども子育て会議 (10/31)		・アンケート/グループインタビュー結果 ・訓子府町における子育ての課題に ついて
	11				
	12	量の見込み 国報告		第2回連絡会 (12/26)	・第3期計画素案作成
	1		第3回 子ども子育て会議 (2/4)	第3回連絡会	・計画の修正について ・計画の最終確定・完成
	2				・ダイジェスト版作成
	3				

訓子府町子ども・子育て会議委員名簿（令和7年3月）

	選出区分	所 属	役 職 名	氏 名
1	保護者	訓子府町PTA連合会	会長	杉山 正樹
2	〃	メロンキッズ	会員	河合 美樹
3	〃	子育てサークル OHANA	代表	荒沢 美幸
4	〃	こども園育友会	会長	太田 昌利
5	学識経験者	訓子府小学校	学校長	加藤 弘一
6	〃	居武士小学校	学校長	相馬 一之
7	〃	訓子府中学校	学校長	橋本 正之
8	〃	訓子府町 民生委員児童委員	主任児童委員	齊藤 晴美
9	〃	訓子府町 民生委員児童委員	主任児童委員	小池 鏡美
10	従事者	訓子府町認定こども園 子育て支援センター	園長・センター長	牧野 喜充
11	〃(事務局)	認定こども園	教育・保育係長	山内 睦子
12	〃(事務局)	子育て支援センター	支援員	堰代 道子
13	〃	訓子府町児童センター	センター長	岩瀬 知範
14	〃	訓子府町福祉保健課	課長	坂井 毅史
15	〃(事務局)	訓子府町福祉保健課	健康増進係長	小野 亜紀子
16	〃	訓子府町教育委員会 管理課	教育次長・課長	今田 朝幸
17	〃(事務局)	訓子府町教育委員会 管理課	教育推進係長	高内 淳次
18	〃	訓子府町教育委員会 社会教育課	課長	佐藤 貴裕
19	〃(事務局)	訓子府町教育委員会 社会教育課	社会教育係長	桜井 朋子
20	事務局	訓子府町教育委員会 子ども未来課	課長	伊原 こずえ
21	〃	訓子府町教育委員会 子ども 未来課	管理係長	大能 享江
22	〃	訓子府町教育委員会 子ども未来課	子ども支援係長	杉本 麻美子